

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 9 月 30 日

審査機関名 SGS ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	高効率空調機・高効率照明器具への更新プロジェクト及び排気ファン設備へのインバータ制御設備導入プロジェクト
排出削減事業者名	コーホク印刷株式会社
排出削減共同実施事業者名	丸紅株式会社
事業実施場所	コーホク印刷株式会社 長船工場 (岡山県瀬戸市長船町服部 321-9)
事業の概要	本事業は、コーホク印刷株式会社における以下の3種類の方法を用いて省エネルギー化を図るものである。 ① 第二印刷工場の既存空調設備(10台)を高効率型空調設備(10台)に更新 ② 第一及び第二印刷工場における既存照明設備を高効率型照明設備に更新 ③ 第二印刷工場の既存排風設備へのインバータ制御設備の導入
排出削減量の計画	104tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 376 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2009年9月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 005 間欠運転制御、インバータ制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入 方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：コーホク印刷株式会社 長船工場 (岡山県瀬戸市長船町服部 321-9)
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。 2) 排出削減事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用できることを、現地において機器のメンテナンス記録などで確認している。 3) 排出削減事業の投資回収年数は 3.8 年である。投資回収年数計算の根拠データについて、質問及び検算、関連証憑との突合により正確性を確認している。 4) コーホク印刷株式会社は、周辺環境も考慮し、CO2 排出量を削減したいという考えの下、事業に取り組んでいる。国内クレジット制度の活用により、CSR 活動への取り組みに対するアピール効果が期待できることが、本事業への投資決定の一因となった。
自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者及び共同実施者へのインタビューにより、当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	1) 本排出削減事業は、承認済排出削減方法論 004/005/006 に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。 ①方法論番号 004 適用条件 1 については、既存の空調設備及び新設予定の高効率インバータ空調機器仕様書(カタログ)を参照し、高効

率の空調設備に更新されることを確認している。したがって条件 1 を満たす。

適用条件 2 については、既存空調設備の過去の点検記録及び、現在も継続的に使用されていることを現場にて確認している。また既存設備の導入時期が、1989 年であり耐用年数の著しい超過に当たらない。

適用条件 3 については、今回は活動量の考え方を採用しない（事業実施前後の空調設備のエネルギー変換効率の比により算出：方法論による）ため、条件 3 は問わない。

②方法論番号 005

適用条件 1 については、既存の排風設備にインバータ制御装置を付加することで可変能力制御を導入しており、条件 1 を満たす。

適用条件 2 については、事業実施前及び事業実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量は年間稼働時間であり、その年間稼働時間を把握することを確認している。また実施後の活動量は前述の営業時間資料以外に電力監視盤の導入で計測できることを確認している。したがって、条件 2 を満たす。

②方法論番号 006

適用条件 1 については、既存の照明設備及び新設予定の高効率照明機器仕様書(カタログ)を参照し、高効率の照明設備に更新されることを確認している。したがって条件 1 を満たす。

適用条件 2 については、既存照明設備の使用状況を現場にて確認している。また既存設備の導入時期が、1989 年であり耐用年数の著しい超過に当たらない。

適用条件 3 については、事業実施前及び実施後の活動量のデータについて、インタビューにより事業実施前の活動量は営業時間等の既存資料により確認可能であることを確認している。また実施後の活動量は前述の営業時間資料以外に電力監視盤の導入で計測できることを確認している。したがって条件 3 を満たす。

2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認して

	いる。
--	-----

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

- ・ 投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。
- ・ フロン回収破壊法が規定している引取証明書等の書類を確認することにより、同法における第一種特定製品廃棄等実施者であるコーホク印刷株式会社がフロン類の適法な回収義務を履行していることを確認している。

以上